

IT導入補助金2024

サービス等生産性向上IT導入支援事業

RICOH
imagine. change.

リコージャパンコンソーシアムは、17,000件以上の採択実績を誇る
トップクラスのIT導入支援事業者です!

最大
450万円
補助金交付!

※通常枠の場合

サービス等生産性向上IT導入支援事業とは?

詳しくは ⇒ <https://it-shien.smrj.go.jp/>

■ 事業の目的

本事業は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入)等に対応するため、生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。

■ 補助対象者

- 中小企業および小規模事業者、個人事業主等
- 飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象

■ 事業内容

生産性向上のための業務プロセス改善と効率化および、インボイス制度への対応を促進するために、ITツールを導入する経費の一部を補助。

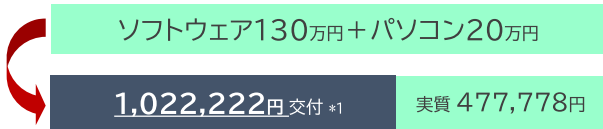
- ・申請開始 : 2024年2月16日(金)
- ・補助対象経費区分 : ソフトウェア費、クラウド利用費等
- ・補助額 : 通常枠 50,000円~4,500,000円
インボイス対応類型 下限なし~3,500,000円
+
- ・PC・タブレット購入費 100,000円まで
- ・POSレジ・券売機 200,000円まで

例 通常枠で総額150万円のITツールを購入した場合



例 インボイス対応類型でSWとPCを総額150万円で購入した場合

※50万円以上申請する場合、会計・受発注・決済のうち2機能以上必要になります。



*1 中小企業の場合。小規模事業者の場合、1,050,000円(50万円以下の補助率は中小企業は3/4、小規模事業者は4/5になります)

■ 申請の流れ

交付締切まで

交付申請の作成・提出

補助金申請は、IT導入支援事業者による「申請マイページ」招待、お客様による申請マイページの開設、財務情報、強み、弱み、課題の解決等を提出します。

交付決定日

交付決定の通知

通知受取後
速やかに
契約・納品

ITツールの契約

報告期限まで

ITツールの導入

事業実施報告の作成・提出

事業実施報告は、請求・支払証憑に加え、ソフトウェア画面キャプチャー等が必要になります。
※請求書、支払証憑等は、事務局へ提出が必要です。

確定内容承認後
1ヶ月程度を
目安に交付

補助金の交付

お客様名義の口座に事務局から振込まれます。

インボイス対応類型
2026年1月

事業実施効果報告

インボイス対応類型

- ・インボイス制度への対応状況及びITツールの継続活用を証する書類等を報告。
- ・賃上げ加点を受けた場合、2027年4月から賃上げ状況を報告する必要があります。

通常枠
2026年4月

通常枠

- ・生産性向上・賃上げ要件の状況を事務局に報告する必要があります。

※ ITツール導入後、3回/1年毎

■ 公募期間

【通常枠】

- 2次: 4月 15日(月)
- 3次: 5月 20日(月)
- 4次: 6月 19日(水)

【インボイス対応類型】

- 3次: 4月 15日(月)
- 4次: 4月 30日(火)
- 5次: 5月 20日(月)
- 6次: 6月 3日(月)
- 7次: 6月 19日(水)

※申請の受付締切は、締切日の17:00までになります。

IT導入補助金の活用はリコージャパンまで
お気軽にご相談ください!

※条件によっては補助金を申請できない場合があります。詳しくは営業担当まで



補助対象事業者

中小企業

業種分類	資本金 資本または出資の総額	従業員 常勤
① 製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
② 卸売業	1億円	100人
③ サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	5千万円	100人
④ 小売業	5千万円	50人
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
⑦ 旅館業	5千万円	200人
⑧ その他の業種（上記以外）	3億円	300人
⑨ 医療法人、社会福祉法人		300人
⑩ 学校法人		300人
⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所		100人
⑫ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	①～⑧の主たる業種に記載の規模	
⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	①～⑧の主たる業種に記載の規模	
⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	①～⑧の主たる業種に記載の規模	
⑮ 特定非営利活動法人	①～⑧の主たる業種に記載の規模	

- ① 資本金または、従業員数のいずれかが左記の数字以下の場合には対象
- ② 従業員数とは、社員・契約社員・パート・アルバイト等で雇用契約を結んでいる人数「予め解雇の予告を必要とする者」（役員、派遣社員、業務委託は除く。）

- ③ 以下に該当する事業者は申請不可。
 - ・みなし大手企業
 - ・直近過去3年分の課税所得の年平均額が1.5億円を超える
 - ・宗教法人、法人格のない任意団体（同窓会、サークル等）
 - ・過去1年において、労働関係法令違反により処分を受けている
 - ・暴力団等の反社会的勢力に関係する
 - ・他の補助金等において不正行為等を行った

- ④ IT補助金2024の同一枠で交付申請期間中は、重複して申請はできない

- ⑤ IT補助金2023で同一枠で交付決定を受けた事業者は、交付決定日から12ヶ月以内にIT補助金2024で申請できない

小規模事業者

業種分類	常時使用する従業員の数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人
製造業その他	20人

- ※小規模事業者は、賃上げ目標策定について適用外になります。給与支給総額を年率1.5%の計画をたてても加点になりません。通常枠1.50万円以上の場合は対象外。

補助対象経費

大分類Ⅰ ソフトウェア	カテゴリー1	ソフトウェア
大分類Ⅱ オプション	カテゴリー2	機能拡張
	カテゴリー3	データ連携ツール
	カテゴリー4	セキュリティ
大分類Ⅲ 役務	カテゴリー5	導入コンサルティング
	カテゴリー6	導入設定・マニュアル作成・導入研修
	カテゴリー7	保守サポート
大分類Ⅳ ハードウェア	カテゴリー8	PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機
	カテゴリー9	POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機

<ITツール>

I.T導入支援事業者が提供し、あらかじめ事務局に登録されたI.Tツールの導入費用が補助対象となります。

- I.ソフトウェア：買取/サブスクリプション(2年分)
- II.オプション：買取/サブスクリプション(1年分)
- III.役務：導入時経費
保守(ソフトウェア:2年分、オプション:1年分)
- IV.ハードウェア：ソフトウェアの継続使用に必要な最小限のもの

<補助対象外となる経費>

- ・補助事業者の顧客が実質負担する費用がI.Tツール代金に含まれるもの（売上原価に相当すると事務局が判断するもの）
- ・I.Tツールの利用料が、交付申請時に金額が定められないもの
- ・対外的に無料で提供されているもの
- ・リース・レンタル契約のI.Tツール
- ・中古品
- ・交付決定前に購入したI.Tツール
- ・交通費、宿泊費
- ・補助金申請、報告に係る申請代行費
- ・公租公課（消費税）

カテゴリー1【ソフトウェア】に区分されるITツールは、左記のプロセス（共P01）～（各業種P06）を1種類以上含んでいる必要があります。「汎用プロセス（汎P07）」のみを保有するI.Tツールは、単独では交付申請不可だが、（共P01）～（各業種P06）と組み合わせると交付申請することで、1プロセスとしてカウントされます。

通常枠

種別	Pコード	プロセス名
業務プロセス	共通プロセス	共 P-01 顧客対応・販売支援
		共 P-02 決済・債権債務・資金回収
		共 P-03 供給・在庫・物流
		共 P-04 会計・財務・経営
		共 P-05 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
	業種特化型プロセス	各業種 P-06
汎用プロセス	汎 P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められる業務プロセスに付随しない専用のソフトウェア)

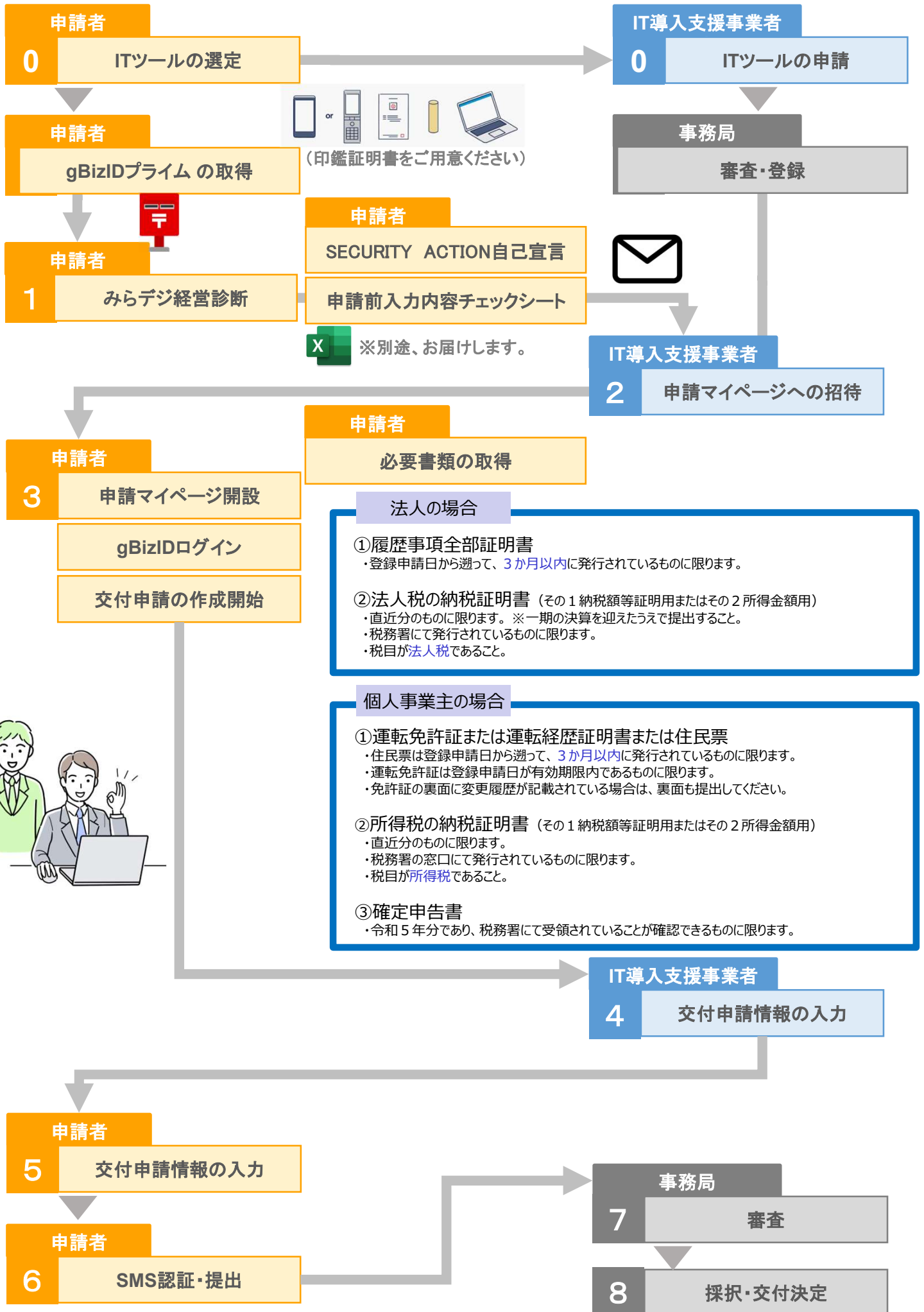
インボイス枠（インボイス対応類型）

カテゴリー1「ソフトウェア」に区分されるITツールのうち、**インボイス制度**に対応しており、かつ**「会計・受発注・決済」**の機能を1種類以上含んでいる。

（補助対象となるハードウェアについて）

- ① PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機
ソフトウェア（「会計・受発注・決済」のいずれかの機能を含む）と併せて導入する場合に限り、PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機の購入費用及びこれらにかかる運搬費がインボイス対応類型において対象となる。（必要最低限の機器一式が補助対象）
- ② POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機
ソフトウェア（「会計・受発注・決済」のうち「決済」に該当）で登録されたPOSレジシステムをインストールし利用するためのPOS専用機、PC・タブレット（いわゆるモバイルPOSレジとして利用される汎用PC機器）、券売機の費用が対象となる。
付属品として、（a）キャッシュドロワ、（b）カスタマーディスプレイ、（c）レシートプリンタ、（d）自動釣銭機、（e）カードリーダー、（f）バーコード・QRコードリーダー、（g）Wi-Fiルータ、（h）運搬費（POSレジ、モバイルPOSレジ、券売機の運搬に関わる費用。設定費用は大分類Ⅲ役務に登録すること。）に限り対象とする。

ITツールを導入する『パートナー』となり伴走支援します



ITツール構成(例)

インボイス作成・電子送付



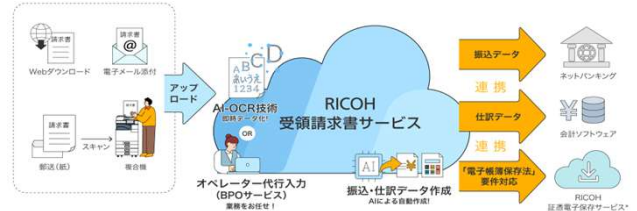
補助金活用例 (2年分/消費税抜)

(例) エンタープライズ年額プラン 2年モデルの場合をインボイス枠で導入する場合

通常 約91万円→

約**25**万円

証憑保存 経理業務デジタル化パック



補助金活用例 (2年分/消費税抜)

(例) RICOH受領請求書サービス インボイス電帳法モデル 100枚コース (2年) をインボイス枠で導入する場合

通常 約46万円→

約**12**万円

勤怠管理パック (運送業編)



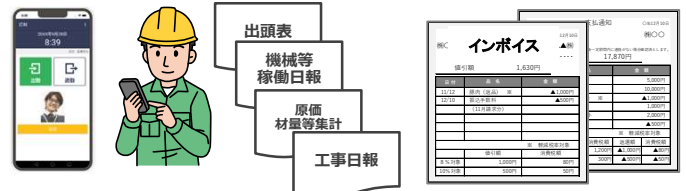
補助金活用例 (2年分/消費税抜)

(例) 勤怠管理V2 (買取) + 保守 2年
※アルコールチェックは補助対象外

通常 約70万円→

約**35**万円

建設業原価管理・勤怠パック



補助金活用例 (2年分/消費税抜)

(例) どっと原価 3ライトモデル (2年)
+ 日報管理オプション ※打刻機/ICカード等は対象外

通常 約100万円→

約**50**万円

～ 補助申請類型について ～

事業類型	補助額	補助率	プロセス機能要件	賃上げ目標 *1	対象経費 <small>(経費は申請書に記載下さい)</small>
通常枠	5万～ 150万円未満	1/2 以内	1つ以上	加点	ソフトウェア購入費、 クラウド利用費 (クラウド利用料最大2年分)、 導入関連費
	150万～ 450万円以下		4つ以上	必須	
インボイス対応 類型	ITツール 下限なし～ 350万円	～50万円	3/4以内	小規模事業者は 4/5以内	ソフトウェア購入費、 クラウド利用費 (クラウド利用料最大2年分)、 ハードウェア関連費、 導入関連費
		50万円～ 350万円	2/3 以内		
	PC・タブ レット等	10万円以下	1/2 以内	上記ソフトウェアを 利用するための ハードウェア	
	レジ・ 券売機等	20万円以下			

*1 賃上げ目標: 給与支給総額を年率平均1.5%以上増加、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする。+50円以上で更なる加点。

RICOH リコージャパン株式会社
imagine. change.

<https://www.ricoh.co.jp/solutions/it-hojo>

●担当者・お問い合わせ先

リコージャパン和歌山支社
担当 垣内 勝文
TEL 080-2435-4107